

## フランスにおける控訴重罪院

我 妻 広

- I はじめに
- II 控訴重罪院導入の経緯
- III 控訴重罪院に関する手続
- IV 控訴重罪院に関する統計
- V まとめ

### I はじめに

現在、裁判員が加わって下した判決に対する控訴審のあり方についての議論が活発になされている。その中で中心となっている問題は、第1審中心主義の下で、裁判員が加わって下された判決に対して、裁判官のみで構成された控訴審のあり方である<sup>1</sup>。この問題の要点は、事実誤認について控訴審の判断を優先する場合<sup>2</sup>、この控訴審が裁判官のみで構成されているた

---

1 司法研修所報告書第61巻第2号『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』（法曹会、2009年）、石井一正「『裁判員制度のもとにおける控訴審の在り方』の連載修了に当たって」判例タイムズ1278号（2008年）22頁。

2 事実認定の審査について、遠藤和正・富田敦史「事実認定の審査」判例タ

め、裁判員が加わり第1審中心主義のもとで下された判決を破棄する正統性をいかに確保するかという点にあると思われる。この問題は裁判員制度下で顕在化したものであるが、本来的に直接主義、口頭主義からすれば裁判官による第1審判決であっても控訴審裁判官の判断が無条件に優越する根拠は無く、破棄をする場合の正統性は必要であった。ただし、調書中心による裁判がその問題を覆い隠していたし、裁判官同士の判断が食い違った時どちらを優先するかという問題は「通常、第1審より経験を積んだ裁判官で構成されることの多い控訴審の方が、事実認定力等でも優れている<sup>3)</sup>」ことを暗黙の前提とし、当然に上級審の判断を優越するという一方で、その判断条件や理論的根拠はあまり意識されていなかったように思われる。また量刑についても第1審で裁判員が加わって判断される問題であり、控訴審の判断を優先する正統性が必要である<sup>4)</sup>。さらに破棄自判の問題<sup>5)</sup>、控訴審における新たな主張立証の制約<sup>6)</sup>、さらには新たな事実取調べの可否<sup>7)</sup>といった問題も関わってこよう。

さて、この正統性を確保するために主張されているのが「論理則、経験則違反」説である。第1審が国民の視点、感覚、健全な社会常識などが反映されているため、控訴審はその結果をできる限り尊重しつつ審査に当た

---

イムズ1276号(2008年)43頁。

3 前田雅英「控訴審と上告審の判断の在り方—専門性と国民の意識の調整」警察学論集65巻6号(2012年)160頁。

4 量刑の審査について、中桐圭一「量刑の審査」判例タイムズ1275号(2008年)71頁。

5 破棄自判の問題について、小島正夫、細谷泰暢「控訴審の判決」判例タイムズ1278号(2008年)16頁、樋上慎二「破棄判決における差戻しと自判」判例タイムズ1378号(2012年)66頁。

6 控訴審における新たな主張、立証の制約について、植野聡、今泉裕登、出口博章「控訴審の訴訟手続き(1)」判例タイムズ1272号(2008年)50頁。

7 控訴審における新たな事実取調べについて、西田時弘「控訴審の訴訟手続き(2)」判例タイムズ1273号(2008年)105頁。

る必要がある。よって「控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」とする<sup>8</sup>。論理則、経験則に照らして明らかに不合理な場合は、合理的な裁量を超えて違法と言える場合であるから、控訴審の判断は法律判断でありその優位性が認められるというわけである<sup>9</sup>。ただし論理則、経験則違反の中身が判然とせず、実質的に心証の比較をする場合との差が生じない可能性がある<sup>10</sup>。例えば、平成24年2月13日判決<sup>11</sup>によると、高裁は被告人の証言の信用性を判断するに当たって経験則、論理則違反を述べ原判決を破棄しているが、第1審における証言の信用性判断は違法といえるものではなく、単に心証の優越を論理則、経験則違反に置き換えているに過ぎないように思われる。なお、最高裁は論理則、経験則違反の中身については述べていない。ここで「不合理の幅」を指摘する見解がある<sup>12</sup>。第1審判決も控訴審判決も論理則、経験則について違反があるわけではなく、判断の幅はありうる。ただし控訴審が判断すべきは「どちらが正しいか」ではなく、「許容し得ないほどずれてしまっ

---

8 最高裁平成24年2月13日第一小法廷判決、刑集66巻4号482頁、判例タイムズ1368号（2012年）69頁。本判決の解説として、田淵浩二「控訴審における事実誤認の審査—最判平24・2・13の意義」法律時報1056号（2012年）48頁。

9 東京高等裁判所刑事部部総括裁判官研究会「控訴審における裁判員制度の審査の在り方」判例タイムズ1296号（2009年）8頁参照。

10 なお心証優越による判断方法は、少なくとも第1審が裁判員を含む場合には否定されるといって良いであろう。同趣旨の意見として、東京高裁総括裁判官研究会・前掲（注9）8頁。

11 刑集66巻4号482頁。また同様の事案として東京高裁平成24年4月4日判決、吉浪正洋「裁判員裁判対象事件である営利目的の覚せい剤携行輸入事案につき、控訴審が、覚せい剤を含む違法薬物隠匿の認識がないとして無罪とした第一審判決を、事実誤認を理由に破棄し、自判して被告人に有罪を言い渡した一事例」研修768号（2012年）593頁。

12 前田・前掲注（3）162頁。

ているか」であると。

確かに控訴審の判断を突き詰めていくと、上記のような結論に至るのは正当であると言えよう。ただし、ここで危惧されるのは、できる限り第1審判決への介入を避けようとするれば、被告人の救済が不十分となることである。これについて被告人に有利な方向での介入は積極的にするべきという見解<sup>13</sup>がある。刑事裁判の鉄則は「無辜の不処罰」であり、裁判員制度を超えて機能する原理であるから、被告人の救済という控訴審の役割が制限されるべきではないと考える。

さてヨーロッパ人権条約第7議定書2条1項は、有罪判決を受けたすべての者に上級の裁判所によって再審理される権利を認める。ここで被告人には再審理される権利が認められるのであるから、その再審理の実質もまた問題とされる。その再審理が限定的すぎる場合、被告人の権利侵害が生じるおそれがある。なお、この条項を根拠としてフランスは2000年までは有していなかった重罪院判決に対する控訴制度を創設することとなった。フランスでは被告人が再審理される権利を有することが控訴制度の主眼として創設された。以下その実情を検討する。

## II 控訴重罪院導入の経緯

2000年6月15日法（無罪推定法）<sup>14</sup>は、民衆陪審（un jury populaire）

---

13 杉森研二「裁判員制度導入後の控訴審」『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集下巻』（成文堂、2007年）741頁、東京高裁総括裁判官研究会・前掲注（9）8頁。他方で、区別をする必要が無いという見解として、東京高等裁判所刑事部陪席裁判官研究会〔つばさ会〕「裁判員制度の下における控訴審の在り方について」判例タイムズ1288号（2009年）9頁。

14 正確には、無罪推定の保護と被害者の権利強化に関する法律（Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la prescription d'innocence et les droits

によって下された重罪院判決に対する控訴制度を導入した<sup>15</sup>。それまでフランスにおいて重罪院判決に対する控訴が導入されなかった理由は、破毀申立て（le pourvoi en cassation）及び予審における控訴の存在、あるいは民衆陪審に対して異議を申し立てることへのためらいと説明されてきた<sup>16</sup>。一方で、軽罪や違警罪については控訴が認められているのに、より重い刑罰が科せられる重罪について控訴が認められないことは不合理であるという指摘は以前からなされていた。

重罪控訴創設の直接の根拠となったのは、ヨーロッパ人権条約<sup>17</sup>第7議定書2条1項である。この条文は「裁判所により有罪の判決を受けたすべての者は、その判決または刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する。この権利の行使は、それを行使できる事由を含め、法律によって規定される」と定める。ここでこの条文が防御権の一部として、再審理される「権利」を認めていることは重要である<sup>18</sup>。

なお2000年法の時点において、控訴の機能は被告人に第2の機会を与えることであるということが強調され<sup>19</sup>、有罪判決に対してのみ申し立てることができるよう制限されていた。しかし2001年における Duchemin 事

---

des victimes)。無罪推定法の成立過程と内容について、白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）56頁参照。

15 フランスにおける控訴重罪院創設について、赤池一将「フランスにおける陪審と循環的控訴について」『刑事司法への市民参加』（現代人文社、2004年）、森下忠「フランスの参審制度（下）」判例時報2092号（2010年）47頁参照。

16 J. Pradel, Procédure pénale 16<sup>e</sup> éd., 2011, Cujas, p. 818, S. Guinchard et J. Buisson, Procédure Pénale 6<sup>e</sup> éd., Litec, 2010, p. 1423., H. Angvin, Mort d'un dogme..., JCP 2000, I, 260.

17 フランスはヨーロッパ人権条約に1950年11月4日に署名、1974年5月3日に批准している。

18 Pradel, op.cit., p. 818.

19 Sénat, première lecture, 25 juin 1999.

件<sup>20</sup>において、共同被告人のうち的一方が有罪とされ、その他の被告人が無罪とされた場合、全ての共同被告人に対して控訴を認めることが適当であることが明らかとなった。

結局2002年3月4日法（無罪推定法補充法）<sup>21</sup>は、検察官に対してあらゆる無罪判決に対して控訴を申し立てることを認めた。この法律制定時の議論として、当初検察官による無罪判決に対する控訴が認められるのは、先の Duchemin 事件を教訓として共同被告人がいる場合に限られることが予定されていた<sup>22</sup>。ところが結果として、あらゆる無罪判決に対して、検察官による控訴が認められることとなった。その根拠となったのが、武器対等（égalité des armes）<sup>23</sup>である。「武器対等の名における防御権の増加は、同時に社会の利益に反して、新たな不平等を生じないという条件の下で展開するのが望ましい<sup>24</sup>」とされた。なお検察官控訴認容に至った理由

---

20 J. Duchemin 事件。嬰兒殺に関する共同被告人の1人（M. Guillemot）が有罪判決を受け、もう1人（J. Duchemin）が無罪判決を下された後で、Guillemotの控訴審においてDucheminが証人として出廷し、原審の証言を翻してGuillemotに有利になるように証言を行った。なお、Guillemotはこの事件の控訴審においても有罪判決を下され、10年の懲役刑を言い渡された後、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。2005年12月20日ヨーロッパ人権裁判所はこの請求を却下した（Le Monde, 20 Décembre 2005）。

21 Loi n° 2002-307 du 4 mars 2003 modifiant la loi renforçant la prescription d'innocence et les droits des victimes, 無罪推定法補充法の内容について白取・前掲注（14）83頁参照。

22 Guinchard, op. cit., p 1423.

23 武器対等原則はヨーロッパ人権条約6条に直接由来する手続上の原則であり、公平な手続の中身として、対審の尊重と併せて刑事訴訟法前置条項5号から13号に記載されている。なお国際法における武器対等原則について、東澤靖「武器対等原則及び国際刑事手続における展開」『講座国際人権法2国際人権規範の形成と展開』（信山社、2006年）115頁、竹村仁美「国際法における武器対等の原則」九州国際大学法学論集15巻2号（2008年）127頁参照。

24 Rapport n° 208, Proposition de loi complétant la loi du 15 juin 2000 renforçant la présomption d'innocence et les droits des victimes, Sénat

として、2002年無罪推定法補充法がリベラルな2000年法に対して政権交代がなされた政府による揺り戻しの法律であったこと、また被告人の再審査の権利そのものを侵害するものではないことが考えられる。ただし、この控訴は単なる検察官ではなく検事長（parquet général）<sup>25</sup>の権限とされ、一定の留保が加えられた。これら控訴制度創設の結果について、2008年3月に司法省によって統計がまとめられた<sup>26</sup>。

控訴重罪院に対する控訴は、完全に事件を再審査するいわゆる覆審によって行われる（刑事訴訟法380-1条2項）。第1審である重罪院の判決には理由<sup>27</sup>は付されていないので<sup>28</sup>、この控訴は第1審の法定性（légalité）を審査するものでも、変更措置あるいは無効措置でもなく、唯一第1審を消滅させる特殊な不服申立（un recours sui generis）であり、第2の機会であるとされていた<sup>29</sup>。ところが2011年8月10日法<sup>30</sup>によって有罪判決の場合

---

(<http://www.senat.fr/rap/101-208/101-2088.html#toc74>).

25 破毀院または控訴院検事局長である司法官のこと。破毀院は司法系統の民事および刑事裁判所における最高裁判所である（司法組織法411条以下）。また控訴院は主要な第1審裁判所判決の控訴について管轄を持ち（司法組織法212-1条以下）、2013年1月の時点でフランス国内の36カ所に設置されている。

26 L. Chaussebourg, S. Lumbroso, Les décisions des cours d'assises d'appel, 2008, <http://www.justice.gouv.fr/budget-et-statistiques-10054/etudes-statistiques-10058/les-decisions-des-cours-dassises-dappel-14982.html>. この研究は、控訴重罪院による2003年、2004年そして2005年において下された判決について網羅的調査を行ったSDSED（Sous-direction de la statistique, des études et de la documentation）により行われた。

27 裁判員制度における判決書について、後藤昭「裁判員裁判と判決書、控訴審のあり方－司法研究報告書を素材として－」刑事法ジャーナル19号（2009年）25頁。

28 重罪院判決において理由が欠如していたことについて白取・前掲注（14）312頁参照。

29 Guinchart, op.cit., p. 1423.

30 Loi n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs.

に重罪院においても判決理由を作成することが定められた（365-1条）。この立法は2009年1月13日のヨーロッパ人権裁判所判決<sup>31</sup>の延長線上にある。

### Ⅲ 控訴重罪院に関する手続

さてここで控訴重罪院の位置づけについて確認しておく<sup>32</sup>。フランスにおいて犯罪はその重大性によって重罪（crime）<sup>33</sup>、軽罪（délit）<sup>34</sup>、違警罪（contravention）<sup>35</sup>に分類される。これらそれぞれの犯罪に対応して重罪院（Cour d'assises）、軽罪裁判所（tribunal correctionnel）<sup>36</sup>、そして違警罪裁判所（tribunal de police）<sup>37</sup>が第1審裁判所として管轄を持つ。なお手続に陪審（jury）が関与するのは重罪院のみであり、軽罪裁判所および違警罪裁判所は職業裁判官のみで構成される。これら裁判所の判決に対する控訴

---

31 CEDH, 13 janvier 2009, Taxquet c/ Belgique, Requête n° 926/05. ベルギーが陪審裁判に理由が無いことを理由として有罪とされた判決。

32 フランスの刑事訴訟法全体に関する文献として、G.ステファニ、G.ルヴァスール、B.ブーロック著、澤登佳人、澤登俊雄、新倉修訳『フランス刑事法〔刑事訴訟法〕』（成文堂、1982年）、フランス刑事訴訟法典の翻訳として、『フランス刑事訴訟法典』（法曹会、1999年）、フランスの上訴制度全体について概括的な記載がなされている文献として、中村義孝「フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判」立命館法学2・3号（2005年）387頁。

33 重罪の刑罰は、無期または10年以上の有期の懲役または禁錮、罰金および補充刑が予定される。

34 軽罪の刑罰は、10年を上限とする拘禁刑、3,750ユーロ以上の罰金等が予定される。

35 違警罪の刑罰は、自然人について3,000ユーロ、法人について15,000ユーロを上限とする罰金刑、一定の権利剥奪刑または権利制限刑、補充刑および損害賠償制裁が予定される。

36 軽罪を取り扱う大審裁判所の刑事組織。3名の裁判官で法廷を構成する。

37 第5級違警罪を取り扱う（第521条1項）小審裁判所の刑事組織。単独の裁判官によって事件を取り扱う。



(appel) はそれぞれ、重罪院からは控訴重罪院 (Cour d'assises d'appel)、軽罪裁判所および違警罪裁判所からは控訴院 (Cour d'appel) に申し立てられる。さらに控訴とは別に欠席に関する故障の申立て (l'oppositon)<sup>38</sup> という不服申立手続がある。また、控訴重罪院および控訴院それぞれから破毀院 (Cour de cassation) に対する破毀申立てがなされうる。破毀申立てが取り扱う問題は法律問題に限定される。さらに第2審以降に事実誤認について争うことのできる例外的不服申立手段として、再審申立て (le pourvoi en révision)、ヨーロッパ人権裁判所判決に続く再審査申立て (le réexamen d'une décision pénale à la suite d'un arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme)<sup>39</sup> がある。

控訴重罪院は、重罪事件を取り扱う重罪院からの控訴を取り扱う。その特徴となる点は、他の控訴が下級の裁判官が行った裁判に対する不服が上級の裁判官の判断に委ねられる階層的上訴であるのに対して、控訴重罪院は原審とは別の重罪院に設置される、上下関係の無い循環的控訴であるという点である<sup>40</sup>。さて、以下では控訴を開始するための条件、控訴申立てによって生じる効果、控訴重罪院における手続について述べる。

---

38 故障申立ては、欠席判決のなされた訴訟当事者に認められた不服申立措置である。裁判が欠席手続で行われるのは、被告人が適法に本人に対する呼出を受けながら出頭しなかった場合に、裁判所が被告人の弁明を有効と認める場合、および被告人が呼出を知らなかったものと認められる場合である。故障申立てにより欠席裁判の効果は消滅し、この手続を行った裁判所が新たに事件を受理する。

39 2000年6月15日（無罪推定法）によって創設された新たな不服申立制度である。この不服申立は、ヨーロッパ人権裁判所によって無罪判決が下された被告人に対してフランス国内において当該判決について再審査を認める。濱本正太郎「ヨーロッパ人権裁判所の判決を理由とする再審査手続—フランス刑事訴訟法典626-1条～626-7条—」神戸法学年報（2005年）1頁。

40 循環的控訴について赤池・前掲注（15）220頁。

## 1 控訴開始の条件

### (1) 不服申立可能な判決

2002年3月4日法（無罪推定法補充法）以降、重罪事件における控訴は、有罪判決であろうと無罪判決であろうと第1審において下されたあらゆる判決に対して認められる（380-1条）<sup>41</sup>。その一方で判決が有罪判決か無罪判決かによって控訴申立権者が変化する。

### (2) 控訴申立権者

有罪判決について控訴申立権者は、有罪判決を受けた被告人、検察官および公訴権を行使した場合の行政機関<sup>42</sup>、私訴原告<sup>43</sup>および民事責任者<sup>44</sup>である。ただし私訴原告と民事責任者については民事的利益のみについて控訴することができる。これら民事当事者は私訴について控訴しなくても、弁論終結までに認められた諸権利を控訴重罪院において行使することができる（380-6条）。よって民事当事者は弁論の非公開（le huis clos）請求や弁論への参加をすることができる<sup>45</sup>。重罪控訴は主たる控訴としても、付帯控訴としても申し立てられうる。なお、欠席により有罪判決を下された

---

41 Ch. crim., 23 mai 2001, Bull. crim., n° 133.

42 例えば、脱税に関して税務局が公訴を提起する場合があります。

43 第1審において私訴原告とならなかった被害者は控訴することができない。Ch. crim., 18 juin 2003, Bull. crim., n° 125.

44 例えば、被告人が控訴する意志がなくとも、被告人の保険業者が私訴に関して控訴を申し立てる場合が想定される。

45 Ch. crim., 28 septembre 2005, Bull. crim., n° 243.

重罪被告人<sup>46</sup>は控訴を申し立てることができない<sup>47</sup>。

無罪判決について控訴権者は検事長のみである<sup>48</sup>。一方で、武器対等の限界といえるのだろうが、私訴原告は無罪判決に対して控訴を申し立てることはできない<sup>49</sup>。

### (3) 控訴申立ての期間

控訴申立てが有効に受理されるためには、判決が対審<sup>50</sup>により下された場合、判決言渡日から起算して10日の期限内で申し立てられなければならない。また当事者が判決言渡日に出席していなかった、あるいは代理人を出席させていなかった場合、控訴申立て期間の起算点は判決送達日まで延期される（380-9条）。

2006年1月17日ヨーロッパ人権裁判所判決<sup>51</sup>によると、刑務所の不手際により有罪判決を受けた人物が期間内に控訴を申し立てることができなく

46 開廷時に正当な免除事由なく欠席した重罪被告人に対する判決を目的とする手続として重罪欠席手続がある（刑事訴訟法379-2条以下）。事件を後の開廷期に延期する場合を除き、重罪院は陪審員の出席無しで裁判を行う。この手続は2004年3月9日法（Perben II法）から、重罪被告人の欠席判決手続（contumace）に代わって導入された。なおPerben II法について、末道康之「フランスの刑事立法の動向—Loi Perben II法について」南山法学29巻2号（2006年）123頁、白取・前掲注（14）91頁参照。

47 Ch. crim., 30 janvier 2008, Bull. crim., n° 26.

48 共和国検事（la procureur de la République）は控訴権者から排除される。Ch. crim., 26 juin 2002, n° 145. 一方で法院検事（avocat général）は、検事局の不可分性原則を理由に控訴を申し立てることができる。Ch. crim., 31 mai 2007, Bull. crim., n° 147.

49 Guinchard, op.cit., p. 1424.

50 対審原則はフランス司法制度の基本原則であり、「いかなる当事者も審問されず、または召喚されることなくして裁判されることはない（民事訴訟法14条）」とする原則のことである。刑事訴訟法の前置条項5号から13号にも武器対等とともに対審の尊重に関する条項が置かれている。

51 CEDH, 17 janvier 2006, Barbier c/ France, Requête n° 76093/01.

なった場合、それは控訴の不受理について裁判官に対する権利（droit à un juge）の侵害であり、破毀院において請求人が主張を提示することが認められなければならないとされた。

また、ある当事者の控訴が認められると、付帯控訴を申し立てるため5日の補助的期間がその他の当事者に認められる（380-10条）。なお、これら申立期間は全て最終日の24時間をもって満了する。土曜日若しくは日曜日または休日に満了することとなる場合は、これに続く最初の平日まで延長される（801条）。

#### （4）申立行為

原則として、控訴は原判決を下した重罪院の書記官（le greffier）に対する申立て（une déclaration）によって行われる。控訴申立書（l'act de l'appel）には控訴人、弁護人あるいは特別代理人によって署名がなされる。なお、この代理人は控訴人自身によって特別に権限を与えられなければならない<sup>52</sup>。控訴申立書は書記官によって署名がなされ、その後専用の公簿（un registre）に記載される。この公簿は誰もが写しをとることができる（502条）。やむを得ない場合（cas de force majeure）を除いて、他の方法（手紙、電報など）での控訴申立ては禁止される<sup>53</sup>。なお、勾引勾留状（un mandat d'arrêt）の執行下にある被告人が、控訴をするために代理人をたてることは禁じられない。控訴が検事長によって申し立てられ、重罪院開廷地が控訴院開廷地と異なる場合、原本あるいは謄本の形で控訴申立書は直ちに重罪院書記課に送付される。控訴申立ては公簿に記載され、書記官によって作成された証書を添付される（380-12条）。

---

52 例えば、特別な権限がなければ、都合の付かない夫の代わりに妻が控訴を申し立てることはできない、Ch. crim., 9 mars 1972, Bull. crim., n° 92.

53 Ch. crim., 6 mai 2008, Bull. crim., n° 101. 弁護人によってファックスで送付された文書による控訴の申立てが受理できないとされた事例。

## (5) 控訴の取下げ

重罪事件について、刑事訴訟法272条が定める裁判長による尋問<sup>54</sup>までに、被告人は控訴の取下げ (un désistement) をすることができる (380-11条1項)。この取下げにより検察官やその他の当事者によって申し立てられた付帯控訴は消滅する (380-11条2項)。控訴について管轄を持つ重罪院を指定するために破毀院刑事部に付されている場合は破毀院刑事部長、それ以外の場合重罪院裁判長による決定により取下げは認められる (380-11条3項)。また2007年3月5日法<sup>55</sup>によって、被告人の控訴取下げがあった場合、検察官があらゆる場合に付帯控訴を取り下げることができることが認められた (380-11条5項)。

## 2 控訴の効果

控訴申立て期間中および控訴が申し立てられると2つの効果すなわち原判決執行に関する停止効と移審効が生じる。

### (1) 控訴の停止効

控訴申立期間そして控訴審の審理中、公訴に関する原判決の執行は停止される (380-4条1項)。これが控訴の停止効である。例外として、被告人が自由剥奪刑により有罪判決を言い渡された場合、重罪院判決<sup>56</sup>は効果を

---

54 重罪院の裁判長は、被告人が留置監に到着し、書類が書記課に送付された後、できるだけ短い期間内に被告人を尋問する (272条1項)。また、裁判長は被告人が人違いでないことを確認し、公判決定の送達を受けたどうかを確認し (273条)、防御を援助してもらうために弁護人を選任すべきことを促す (274条)。なお、被告人が勾留されていないときは尋問の期日を別に定める。

55 Loi n° 2007-291 du 5 mars 2007.

56 2011年5月17日法 (Loi n° 2011-525 du 17 mai 2011) により、380-4条の主語が「勾引勾留状 (un mandat d'arrêt)」から「重罪院判決」に変更された。

持ち続け、被告人の身体拘束は継続する（第380-4条2項）。一方で、控訴が申し立てられた場合であっても、無罪判決、刑の免除（*exemption de peine*）<sup>57</sup>、あるいは罰金または執行猶予付拘禁刑（*emprisonnement*）により有罪判決が言い渡された場合、あるいは未決勾留期間が言い渡された刑期に達している場合、被告人は即座に釈放される（第471条）。

私訴に関する判決の執行もまた停止効を持つ（380-7条）。ただし第1審重罪院は仮執行を命じることができる（374条）。仮執行が明らかに過剰な結果を生じる危険性がある場合、指定された控訴重罪院の管轄にある控訴院院長（*le premier président*）によって控訴審における問題として仮執行は停止されうる。控訴院院長は急速審理（*reféré*）によって裁判を行い、仮執行を中止することができる。反対に控訴院院長は第1審において却下された仮執行を命じることでもできる（380-8条）。なお、この決定に対して破毀を申し立てることはできない<sup>58</sup>。

## (2) 控訴の移審効

控訴が申し立てられると、第1審重罪院から控訴重罪院への移審効が発生する。このとき控訴重罪院は、公訴に関して控訴が提起された場合にのみ、私訴に関する裁判の管轄を持つ。これは重罪控訴の特殊性として説明される<sup>59</sup>。一方で、私訴についての判決に対してのみ申し立てられた控訴は、違警罪や軽罪の控訴について取り扱う軽罪控訴部<sup>60</sup>に付される（380-5条）<sup>61</sup>。

---

57 刑の免除が裁判所によって言い渡される場合、有罪性については宣告されるが、刑の言渡しは伴わない。

58 Ch. crim., 13 avril 1983, Bull. crim., n° 101.

59 Guinchard, *op.cit.*, p. 1426.

60 軽罪控訴部とは控訴院の構成体であり、軽罪と違警罪に関する控訴について管轄権を持つ（510条以下）。

61 Ch. crim., 28 mars 2001, Bull. crim., n° 84.

なお、控訴重罪院が民事判決に関する控訴について取り扱わない場合であっても、第1審における私訴原告は弁論終結まで重罪院において与えられた諸権利を行使することができる（380-5条2項）。

破毀院によると一部無罪の場合、検事長による控訴は、被告人の有罪性（culpabilité）が認められた項目についても、それ以外の項目についても起訴項目の全てになされなければならない<sup>62</sup>。これは控訴重罪院が事件の全体を再審査する手続しか持たないことが理由である。

### 3 控訴重罪院における手続

#### (1) 控訴重罪院の指定

控訴が審査されるのは、破毀院刑事部によって指定された原判決を下した重罪院以外の重罪院においてである（380-1条2項）。第1審重罪院が陪審員9名、裁判官3名で構成されるのに対して、控訴重罪院は陪審員12名と裁判官3名によって構成される。なお、重罪院が陪審の出席無しで裁判を行う場合がある。それは控訴申立人が、重罪に関連する軽罪のみについて重罪院に移送された場合、有罪判決あるいは無罪判決に対する検察官控訴が重罪に関連する軽罪について対象とする場合、そして重罪判決に関連して申し立てられた控訴では無かった場合である（380-1条3項から5項）。

控訴申立てが登録簿に記載されると、検察官は当事者の意見（observation）を付して原判決、場合によっては手続の記録を破毀院付書記課に遅滞なく送付する。

破毀院刑事部は、検察官および当事者あるいはその弁護人の書面による意見を収集した後、書記課に記録が届いてから1ヶ月以内に控訴重罪院を指定しなければならない（380-14条）。この点につき、ヨーロッパ人権裁判所判決は、重罪院の指定時にしか請求人が意見を示すことができないこ

---

62 Ch. crim., 24 juin 2009, Bull. crim., n° 135.

とについて請求人の権利制限であると批判し、その後に判断された控訴不受理決定について請求人の意見を示すことができなければならないとの意見を示している<sup>63</sup>。

申し立てられた控訴が法定の控訴申立期限を経過していること、あるいは控訴が認められない判決に対して控訴が申し立てられた場合、破毀院刑事部は控訴重罪院の指定に理由が無いことを宣言する（380-15条）。また破毀院刑事部は控訴申立人の控訴取下げを承認することができる。

控訴重罪院は第1審重罪院に提起された設問<sup>64</sup>、この設問に対してなされた回答<sup>65</sup>、第1審重罪院によって言い渡された有罪判決を、書記官に朗読させなければならない（327条）<sup>66</sup>。

## （2）控訴重罪院の権限

破毀院刑事部により指定された控訴重罪院は、第1審重罪院において行われている手続に従って覆審により事件を再審査する（380-1条2項）。破毀院刑事部がすでに控訴受理の問題について取り扱っているため、控訴重罪院が改めてそれについて言及することはない。一方で、控訴重罪院は完全に事件を再審査しなければならない（380-1条2項および380-14条3項）。それゆえ、主たる事実（*fait principal*）<sup>67</sup>あるいはいくつかの犯罪のうちの

---

63 CEDH, 17 janvier 2006, *op. cit.*

64 判例によると、第1審重罪院に対して提起された設問の朗読は、主たる設問に制限されうる。主たる設問の回答によっては従属的設問の朗読が無駄になるからである。Ch. crim., 17 mars 2004, Bull. crim., n° 38. なお、朗読の一部または全部が行われない場合、手続が無効とされる。Ch. crim., 23 octobre 2002, Bull. crim., n° 194.

65 Ch. crim., 2 septembre 2005, Bull. crim., n° 216.

66 Ch. crim., 11 septembre 2002, Bull. crim., n° 161.

67 Ch. crim., 11 septembre 2002, Bull. crim., n° 162.



一部<sup>68</sup>、または刑罰のみ<sup>69</sup>に限定して控訴を申し立てることはできない。

控訴重罪院は、控訴が被告人のみによって申し立てられた場合、不利益変更禁止原則（*interdiction de la reformatio*）により被告人の刑を加重することができない（380-3条）。私訴に関する控訴についても同様であり、被告人、民事責任者あるいは私訴原告のみが控訴をした場合、その申立人に不利となる判決を下すことはできない（380-6条）。ただし、被告人のみが控訴をする場合というのは少なく、被告人によって控訴がなされると検察官による付帯控訴がほぼ自動的に（*systematiquement*）申し立てられる<sup>70</sup>。

新たな請求の禁止原則は重罪事件についても適用される。控訴裁判所は第1審裁判官に対して提訴され、第1審裁判官によって解決された請求（*demande*）についてのみ裁判をすることができる。被告人の原審における利益を奪わないよう、控訴裁判所は第1審裁判官に対して提訴されなかった事実以外に訴え（*la prévention*）を拡張することができない。よって第1審でなされなかった請求については、控訴重罪院においても請求することができない。一方で、私訴原告は第1審以降被った損害について損害賠償の増額を請求することができる（380-6条2項）。これは日本の控訴制度が新たな主張を制約する条文が無いこととは対照的である<sup>71</sup>。

#### IV 控訴重罪院の統計

ここまで、控訴重罪院に関する手続を述べてきたが、以降では実際の控

---

68 Ch. crim., 10 décembre 2003, Bull. crim., n° 241.

69 Ch. crim., 2 février, 2005, Bull. crim., n° 39.

70 Chaussebourg, *op.cit.*, p. 11.

71 控訴審における新たな主張・立証の制約について、植野聡、今泉裕登、出口博章「控訴審の訴訟手続（1）」判例タイムズ1272号（2008年）50頁参照。

訴重罪院についてその統計から検討を加える。まず最初に、控訴の対象とならなかった第1審判決と比較しながら、控訴重罪院判決について検討する。それから有罪性を争った場合を対象として2度裁判をされた事件について第1審重罪院と控訴重罪院の判決を比較する。最後に、第1審重罪院と控訴重罪院によって言い渡された量刑を比較する。

なお、刑罰の減軽または加重は補充刑についてもなされる。補充刑に対する加重は刑罰加重があった場合の17%を占め、減軽があった場合についてもほぼ同様の割合で補充刑に対する減軽がなされる。この場合の半数において、補充刑自体が控訴重罪院によって減免あるいは付加される。具体的には、社会内司法追跡 (*suivi socio-judiciaire*)<sup>72</sup>および治療命令 (*une injonction de soins*) もしくはそのいずれか、および民事的、市民的そして家族的権利の禁止である。それ以外の場合、第1審で言い渡された処分の期間が控訴審において短縮あるいは延長される。場合によってはより軽い補充刑が第1審における処分に置き換えられ、反対の場合には控訴審において補充刑が付加されることになる。

## 1 第1審重罪院と控訴重罪院の判決

### (1) 第1審重罪院における判決

第1審重罪院における判決数は2006年までは2,500件前後で推移していた。しかし2008年から減少傾向が見られ、ほぼ2,000件までに減少してい

---

72 社会内司法追跡は1998年6月17日法により導入された。拘禁刑の終了後に、場合によっては医療措置を含む再犯防止のための監視と援助のために採られる措置である。末道康之「フランスの再犯者処遇法について」南山大学ヨーロッパ研究センター報第13号（2007年）1頁、網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に—」レファレンス（2006年）23頁参照。なお後者によると <*suivi socio-judiciaire*> の訳語について「社会内司法監督措置」という訳語が当てられている。

る。ペルベンII法などの一連の立法は判決裁判所の事件数増大への対策に取り組んでいたが<sup>73</sup>、重大な誤判事件であるウトゥロ（Outreau）事件<sup>74</sup>とそれを背景とする2007年3月5日法<sup>75</sup>の影響があると思われる。なお、控訴率についての変動はほぼ無く、平均である24%前後で推移している。また、有罪率と無罪率について2004年から無罪率が約4%から6%までに上昇しその数字をほぼ維持している。2008年以降、判決数の減少に伴い有罪判決および無罪判決を受ける人数も減少しているが、有罪率、無罪率について大きな変動は無い。

---

73 末道・前掲注（46）149頁参照。

74 ウトゥロ事件とはウトゥロという町で起きた大規模誤判事件である。子どもによる性的虐待の証言に端を発したこの事件において、40人以上が性的虐待の容疑をかけられ、12人が勾留され、その多くが2年以上に及んだ。第1審重罪院は10人の被疑者に対して有罪、7人の被疑者に対して無罪判決を下した。控訴重罪院において、有罪とされた10人のうち6人が控訴し、その全員について無罪判決が言い渡された。結果として当初から犯行を認めていた4人については有罪判決が確定したが、無罪を主張した他の13人全員については無罪が確定した。この事件において予審判事による捜査が問題視され、予審のあり方そのものが2007年3月5日法により見直されることとなった。ウトゥロ事件と予審制度について、山崎威「フランスにおける予審制度を巡る最近の議論について」判例タイムズ1237号（2007年）129頁、ウトゥロ事件と2007年3月5日法について、白取・前掲注（14）99頁参照。

75 Loi n° 2007-291 du 5 mars 2007 tendant à renfrçant l'équilibre de la procédure pénale, Loi organique n° 2007-287 de 5 mars 2007 relative au recrutement, à la formation et à la responsabilité des magistrats, Loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance.

表1：2002年から2010年における第1審重罪院判決<sup>76</sup>

第1審重罪院	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	平均
判決数（件）	2413	2556	2575	2588	2516	2447	2314	2172	2035	2402
控訴を申し立てられた判決（件）	570	553	549	642	600	555	577	558	500	567
控訴率（％）	24	22	21	25	24	23	25	26	25	24
有罪判決を受けた人数（人）	3172	3424	3420	3634	3493	3344	3033	2842	2715	3231
有罪率（％）	95.8	95.6	93.4	93.5	93.3	93.4	93.6	93.7	94.1	94.0
無罪判決を受けた人数（人）	140	159	241	252	250	236	207	190	171	205
無罪率（％）	4.2	4.4	6.6	6.5	6.7	6.6	6.4	6.3	5.9	6.0

一方で、控訴重罪院における判決数は平均して約420件であるが、数が少ないこともあり年度毎にばらつきが見られる。2009年以降増加傾向にあるとも言えるが、誤差の範囲であるかもしれない。無罪率は増加傾向が見られる。2002年には3.9%であったが、2010年には12.0%にまで増加している。特に2007年から無罪率が上昇しており、これ以降12%で推移している。先に述べたウトウロ事件の影響が大きいと思われる。なお、破毀申立て率についての変動はほぼ無く、平均である27%前後で推移している。

76 2002年から2006年までを *Annuaire statistique de la Justice*, Édition 2008, Secrétariat Général, p.127, 2007年から2010年までを *Annuaire statistique de la Justice*, Édition 2011-2012, Secrétariat Général, p.127を参照した。なお、集計方法が変わったため、2001年度のみ有罪判決件数を示す。2001年において言い渡された判決数2,870件、控訴率24%、有罪判決数2,733件、有罪率95.2%、無罪判決数137件、無罪率4.8% (*Annuaire statistique de la Justice*, Édition 2007, Secrétariat Général, p. 125)。

表2：2002年から2010年における控訴重罪院判決数<sup>77</sup>

控訴重罪院	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	平均
判決数（件）	434	360	358	402	453	430	381	487	467	419
破毀が申立てられた件数（件）	-	-	103	108	124	109	95	131	143	116
破毀申立て率（％）	-	-	29	27	27	25	25	27	31	27
有罪判決を受けた人数（人）	494	417	446	498	521	501	431	522	508	490
有罪率（％）	96.1	95.0	92.7	92.6	91.7	86.5	88.9	87.7	88.0	91.0
無罪判決を受けた人数（人）	20	22	35	40	47	78	54	73	69	49
無罪率（％）	3.9	5.0	7.3	7.4	8.3	13.5	11.1	12.3	12.0	9.0

## (2) 第1審重罪院と控訴重罪院における量刑

ここからは2003年から2005年までの統計を主に用いる。有罪判決を受けた人物にとって、おそらく大抵の場合、控訴申立ての動機付けとなるのは有罪無罪についてというよりもむしろ量刑に対する不満であると予想される。

実際に表3と表4が示すように、控訴を申し立てられた判決の量刑は明らかに長い。20年以上の量刑について言えば、第1審重罪院で確定する判決中ほんの4%に過ぎないのに対して、控訴が申し立てられた判決に占める割合は18%を超える。また、重罪のタイプによっても違いが見られる。謀殺 (homicide volontaire) について控訴が申し立てられる場合、90%以上が第1審において10年以上の刑が言い渡された場合である。同様に、強姦による有罪判決のうち70%以上が第1審において10年以上の刑が言い渡されていた。

77 2001年において言い渡された判決数227件、有罪判決を受けた人数218件、有罪率96.0%、無罪判決数9件、無罪率4.0%であった。

表3：第1審重罪院において確定となった有罪判決における刑  
（2003年から2005年）<sup>78</sup>

	全ての刑罰		20年以上		10年以上 20年未満		5年以上 10年未満		5年未満		その他の 刑罰	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
全ての犯罪（人）	8263	100.0%	363	4.4	2709	32.8	2715	32.9	1796	21.7	680	8.2
重罪	7518	100.0	363	4.8	2708	36.0	2643	35.2	1426	19.0	378	5.0
強姦	3717	100.0	72	1.9	1446	38.9	1329	35.8	700	18.8	170	4.6
謀殺	1164	100.0	224	19.2	615	52.8	222	19.1	83	7.1	20	7.1
暴力行為	834	100.0	17	2.0	214	25.7	335	40.2	189	22.6	79	9.5
窃盗、隠匿、 破壊	1613	100.0	33	2.0	378	23.4	698	43.3	408	25.3	96	5.9
その他の重罪	190	100.0	17	8.9	55	28.9	59	31.1	46	24.2	13	6.8
軽罪	745	100.0	0	-	1	0.1	72	9.7	370	49.7	302	40.5

表4：控訴重罪院において再度判決を下された人物に対して第1審重罪院に  
よって言い渡された刑（2003年から2005年）<sup>79</sup>

	全ての刑罰		20年以上		10年以上 20年未満		5年以上 10年未満		5年未満		その他の 刑罰	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
全ての犯罪（人）	1262	100.0%	226	17.9	711	56.3	238	18.9	67	5.3	20	1.6
重罪	1215	100.0	226	18.6	709	58.4	228	18.8	42	3.5	10	0.8
強姦	592	100.0	35	5.9	388	65.5	153	25.8	14	2.4	2	0.3
謀殺	321	100.0	146	45.5	152	47.4	14	4.4	7	2.2	2	0.6
暴力行為	140	100.0	21	15.0	80	57.1	28	20.0	10	7.1	1	0.7
窃盗、隠匿、 破壊	157	100.0	24	15.3	84	53.5	33	21.0	11	7.0	5	3.2
その他の重罪	5	100.0	0	-	5	100.0	0	-	0	-	0	-
軽罪	47	100.0	0	-	2	4.3	10	21.3	25	53.2	10	21.3

78 Chaussebourg, op.cit., p. 8, tableau 3.

79 Ibid., p. 8, tableau 4.

### (3) 控訴審の審理期間

控訴の対象となる事件について、その審理期間は第1審重罪院と控訴重罪院の公判期間の累積となる。重罪事件は義務的予審の対象となる上<sup>80</sup>、被告人自身による弁論の期間が加わることによってその手続は非常に長くなる。例えば2003年における控訴重罪院判決の77.2%が、2002年における第1審重罪院判決に関するものであった<sup>81</sup>。

結果として、控訴重罪院に対する控訴は、刑事手続を1年以上延長させることになる。控訴以後の期間は、第1審重罪院によって行われた判決が有罪判決であるか、あるいは無罪判決であるかによって、そして被告人が保釈されているか、あるいは勾留されているかによって異なる。控訴重罪院における平均公判期間は、保釈あるいは司法上の統制（*contrôle judiciaire*）<sup>82</sup>にある人物（14ヶ月）より勾留されている人物（13ヶ月）のほうが若干ではあるが短い。なお、第1審重罪院判決に対する控訴は、無罪判決を受けた人物（16ヶ月）よりも有罪判決を受けた人物（13ヶ月）について迅速に裁判がなされている<sup>83</sup>。

---

80 刑訴法79条以下によると、重罪について予審は必ず必要とされるが、軽罪および違警罪についての予審は任意である。

81 Chaussebourg, *op.cit.*, p. 9.

82 司法上の統制とは、予審対象者または軽罪・違警罪被告人を、法律上定められた義務に従わせる自由制限処分のこと、『フランス法律用語辞典〔第3版〕』（2012年、三省堂）123頁。

83 Chaussebourg, *op.cit.*, p. 10.

表5：被告人の状況と控訴重罪院の公判期間（2003年から2005年）<sup>84</sup>

	第1審における状況		保釈 (libre)		司法統制		勾留		その他の理由による拘置	
	813(人)	(%)	54		238		501		20	
全体	813(人)	(%)	54		238		501		20	
9ヶ月未満	234	17.6	15	16.7	56	15.8	158	18.4	5	13.5
9ヶ月以上12ヶ月未満	291	39.3	21	40.0	60	32.8	198	41.5	12	45.9
12ヶ月以上14ヶ月未満	427	71.2	22	64.4	125	68.1	273	73.4	7	64.9
14ヶ月以上	386	100.0	32	100.0	113	100.0	228	100.0	13	100.0
平均期間	13ヶ月		14ヶ月		14ヶ月		13ヶ月		13ヶ月	

#### (4) 控訴申立人

有罪判決の場合、被告人および検察官が判決に対する控訴を申し立てることができる。なお前述のとおり2002年3月4日以降、検事長は無罪判決の場合にも控訴を申し立てることができるようになった。

被告人は86.5%の事件において主たる控訴の当事者となる。このとき検察官の付帯控訴はほぼ自動的に行われる。被告人による控訴1,158件のうち、検察官は1,094件で控訴を申し立てている。したがって、有罪判決に対する控訴において刑の加重がなされ得ない場合である、被告人のみによってなされた控訴はわずか64件であった。控訴重罪院においてこの不利益変更禁止（380-3条）の原則が働くケースは稀であると言える。一方で、控訴重罪院によって下された判決のうち検察官によってのみ控訴が申し立てられていたのは13.5%であった。全体としてみると、主たる控訴と付帯控訴を含めると、検察官は事件の95%において第1審判決に対する控訴を申し立てている。

また、検察官のみが控訴を申し立てた事例は13.5%であるが、そのうち約6%（76件）が無罪判決に対する控訴であった。残りの約8%が有罪判決に対する控訴であり、これは検察官が量刑が軽すぎると判断し、量刑に対して控訴を申し立てた場合である。

84 Ibid., p. 9, tableau 6.



一般的に考えられているように、第1審において有罪判決を下された被告人は重い量刑に対して不服を申し立て、一方で検察官は軽い量刑に対して控訴を申し立てている。検察官のみによる控訴の約54%が10年以下の刑に対してなされ、被告人のみによる控訴は25%である。反対に、検察官が20年以上の刑に対して控訴を申し立てたのは全体の7%以下である。控訴申立人が被告人である場合、この割合は23%以上となる。

表6：第1審重罪院判決と控訴申立人（2003年から2005年）<sup>85</sup>

	控訴を申し立てられたあらゆる判決		第1審重罪院における無罪判決		第1審重罪院における有罪判決	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
控訴申立人	1338(人)	100.0(%)	76	5.7	1262	94.3
検察官と被告人	1094	81.8	0	-	1094	81.8
検察官のみ	180	13.5	76	5.7	104	7.8
被告人のみ	64	4.8	0	-	64	4.8
検察官による控訴申立ての総数	1274	95.2	76	5.7	1198	89.5
被告人による控訴申立ての総数	1158	86.5	0	-	1158	86.5

表7：第1審重罪院によって言い渡された刑と控訴申立人  
(2003年から2005年)<sup>86</sup>

	全ての控訴申立て		検察官と被告人による控訴申立て		検察官のみによる控訴申立て		被告人のみによる控訴申立て	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あらゆる刑罰	1262(人)	100.0(%)	1094	100.0	104	100.0	64	100.0
25年以上	112	8.9	98	9.0	4	3.8	10	15.6
20年以上25年未満	114	9.0	106	9.7	3	2.9	5	7.8
15年以上20年未満	298	23.6	274	25.0	10	9.6	14	21.9
10年以上15年未満	413	32.7	379	34.6	16	15.4	18	28.1
5年以上10年未満	238	18.9	198	18.1	28	26.9	12	18.8
5年未満	67	5.3	35	3.2	28	26.9	4	6.3
その他の刑罰	20	1.6	4	0.4	15	14.4	1	1.6

85 Ibid., p. 11, tableau 8.

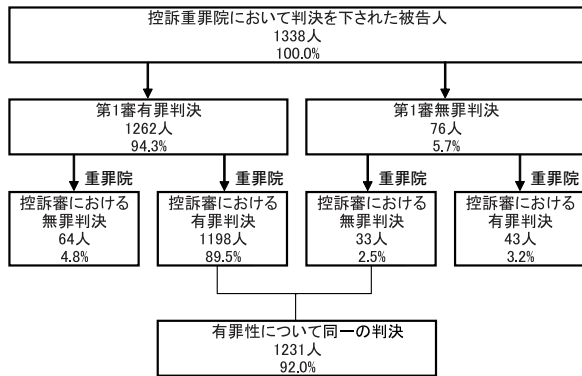
86 Ibid., p. 12, tableau 9.

## 2 有罪性 (la culpabilité) に関する控訴重罪院判決

2003年から2005年の時点で控訴重罪院は判決の92%において有罪性について第1審判決と同じ結論を採っていた。ただしこれは控訴重罪院の無罪率が大きく変化していることから（表1参照）現時点では当てはまらないと思われる。しかしながら、重要な点は、この平均的割合が第1審判決が無罪判決であったか有罪判決であったかによって大きく変化していたことである。第1審判決が有罪判決であった場合、そのうち95%の割合で有罪判決が維持されたのに対して、無罪判決であった場合、無罪判決が維持された割合は43%でしかなかった。2003年から2005年において第1審重罪院で有罪判決を受けた人物の中で控訴重罪院において無罪判決を受けたのは64人であった。反対に、第1審重罪院で無罪判決を受けた76人のうち控訴重罪院において最終的に43人が有罪判決を受けていた。この現象について被告人にとっての新たな機会は生まれたが、一方で新たな危険が生じていることが指摘されている<sup>87</sup>。

---

87 Jean Danet, Le procès d'assises après la réforme Regard sur les pratiques, Revue de science criminelle et de droit pénal comparé, 2003, p. 302.

図1：有罪性に関する控訴重罪院判決（2003年から2005年）<sup>88</sup>

### (1) 無罪判決に対する控訴

まずは無罪判決に対する控訴について検討する。2003年から2005年までの控訴重罪院において判決を下された人物1,338人のうち76人（5.7%）が第1審で無罪判決を受けていた。無罪判決に対する控訴は常に検察官のみから申し立てられる。控訴重罪院における手続の結果、第1審において無罪判決を受けた人物の半数以上である43人（56.6%）が最終的に有罪判決を下され、反対に33人（43.3%）が無罪判決を維持された。なお、訴追された犯罪の性質によって、この割合は変わらなかった<sup>89</sup>。

検察官が控訴を申し立てた場合、第1審無罪判決を受けた人物の70%が第1審判決の時点で勾留されておらず、その内訳は単純な釈放が21%、そして司法上の統制が49%であった。しかしながらこれら無罪とされた人物の68%が手続のいずれかの時点で勾留され、30%が第1審重罪院によって判決を下された時点でなお勾留されていた。勾留の平均期間は18ヶ月であり、有罪判決に対して控訴を申し立てた場合の期間（24ヶ月）よりは

88 Chaussebourg, op.cit., p. 13, schéma 1.

89 Ibid., p. 14, tableau 10.

少ない。33人中22人の被告人が控訴重罪院によって再び無罪判決を下されたが、そのときの勾留期間は平均20ヶ月であった。

表8：第1審重罪院において無罪判決を言い渡され、控訴重罪院において再度裁判を受けた被告人の状況（2003年から2005年）<sup>90</sup>

被告人の状況	第1審における無罪判決		控訴重罪院判決			
	76 (人)	100.0 (%)	無罪判決		有罪判決	
被告人の状況	76 (人)	100.0 (%)	33	43.4	43	56.6
保釈	16	21.1	5	15.2	11	25.6
司法統制下の保釈	37	48.7	16	48.5	21	48.8
判決時まで勾留	23	30.3	12	36.4	11	25.6
いずれかの段階で勾留	52	68.4	23	69.7	29	67.4
勾留の平均期間	18ヶ月		20ヶ月		16ヶ月	

控訴重罪院が第1審無罪判決後に有罪判決を言い渡した場合、その刑の多くは実刑であった（74%）<sup>91</sup>。それ以外の場合、執行猶予が付されて刑が言い渡されている（15%）。実刑を伴う有罪判決を言い渡された32名の中で、10名が10年以上の刑により有罪を言い渡され、13名が5年以上10年未満の間の刑を言い渡された。これらの有罪判決によって言い渡された刑の平均は7年8ヶ月である<sup>92</sup>。また、第1審における無罪判決の後、控訴審において有罪判決を受けた43人のうち13人のみ（30%）が破毀申立てを行った<sup>93</sup>。

無罪判決後に控訴審において有罪判決を下された43名のうち12名について、犯罪に応じて異なる補充刑が実刑に付加された。具体的には、犯罪の結果として生じた対象物の没収（confiscation）、権利の剥奪および制

90 Ibid., p. 15, tableau 11.

91 Ibid., p. 16, tableau 12.

92 Ibid., p. 15.

93 Ibid., p. 16.

限、治療命令（une injonction de soins）を実行する義務である。

## （2）有罪判決に対する控訴

次に有罪判決に対する控訴について検討する。2002年から2005年において控訴重罪院により判決を下された1,338人の被告人の中で、1,262人（94%）が第1審重罪院によって有罪判決を受けていた。その後控訴がなされた場合、控訴重罪院は95%の割合で有罪判決を維持した。

第1審有罪判決に対して申し立てられた控訴のうち、被告人が控訴申立人となっていたのは92%であった。これに対して、検察官はほぼ自動的に付帯控訴を行っている。3年間で、第1審重罪院によって有罪判決を言い渡され、被告人のみによる控訴申立てによって裁判をなされたのは64人（5.1%）のみであった。一方で、検察官のみにより控訴を申し立てられたのは104人（8.2%）であった。

表9：第1審有罪判決に対する控訴申立人（2003年から2005年）<sup>94</sup>

	第1審有罪判決		控訴重罪院判決				
			無罪判決		有罪判決		無罪判決率
控訴申立人	1262(人)	100(%)	64	100.0	1198	100.0	5.1
検察官と被告人	1094	86.7	57	89.1	1037	86.6	5.2
検察官のみ	104	8.2	0	-	104	8.6	-
被告人のみ	64	5.1	7	10.9	57	4.8	10.9
検察官による控訴申立ての総数	1198	94.9	57	89.1	1141	95.2	4.8
被告人による控訴申立ての総数	1158	91.8	64	100.0	1094	91.3	5.5

第1審が有罪、控訴審が無罪の場合より、控訴審が再度有罪とした場合の方が検察官が申し立てる控訴は若干少ない（それぞれ95%と89%）。ま

94 Ibid., p. 17.

た第1審が有罪で、その後無罪となった被告人全員が自ら控訴を申し立てていた。言い換えると、検察官のみが有罪判決に控訴を申し立てた場合、無罪判決は一切言い渡されなかった。被告人のみが控訴を申し立てた場合、無罪判決率は約11%であり、それ以外の場合（5%）と比較して大きく上昇した。

全体として第1審において有罪判決を下された被告人が、控訴審において無罪判決を下される率は5%であるが、この割合は訴追された犯罪の性質によって違いが見られた。無罪判決率は重窃盗について2.5%でしかないが、強姦について約6%であり、これが軽罪についてであれば13%に達していた<sup>95</sup>。

被告人の身体拘束状況と無罪判決についても関連があるようだ。第1審で有罪判決を受けていた被告人の82%以上は手続のいずれかの段階で勾留されており、そのうちの3分の2が第1審重罪院の判決時点でなお勾留されていた。常に勾留されていた人物のうち、控訴重罪院において無罪判決を下されたのは2%のみであった。一方で、この時点で勾留されていない人物のうち10%以上が無罪判決を受けた。両方の重罪院によって有罪判決を受けた被告人は84%の割合で勾留されており、この数字は第1審および控訴審において無罪判決を受けた場合（70%）より高い割合である<sup>96</sup>。

控訴審において最終的に無罪判決を受けた64人の中で37人（57%）が勾留されていた。また、再度有罪判決を受けた人物についてよりむしろ平均勾留期間については長い（24.5ヶ月に対して28ヶ月）。これについては、より長く複雑な予審手続が必要とされることによってこの差が生じていることが予想される。ただし無罪判決によって手続が終了するまで有罪性が常に問題となるような事件において、公判手続が長くかかるとしても、勾

---

95 Ibid., p. 18, tableau 14.

96 Ibid., p. 18, tableau 15.

留が公判の時点までは行われなることは少ない<sup>97</sup>。

また95%以上の人物は第1審において実刑のみによる有罪判決を受けていた。控訴重罪院における判決にかかわらず、第1審重罪院において有罪判決を受けた人物は、ほぼ全て少なくとも部分的には実刑による有罪判決を受けていた。例えば、最終的に無罪判決を下された64名の中で62名は実刑を伴う有罪判決を受けていた。そして62名中55名についてこの刑に執行猶予等は付いていなかった<sup>98</sup>。

### 3 第1審と控訴審において有罪判決が維持された場合

同一の罪名決定（qualification）<sup>99</sup>がなされた重罪により、第1審および控訴審において被告人が有罪判決を下された場合、2つの刑は維持、減軽そして加重される可能性がある。ここで「刑の維持」とは、第1審と控訴審の間で厳密に同一の有罪判決（同一の犯罪、形式および量について同一の刑、同一の補充刑）が下された場合とする。「刑の減軽」および「刑の加重」は、控訴重罪院によって刑についての変更がなされた場合に用いる。

刑の重さについての序列は実刑（懲役刑および拘禁刑）、部分的執行猶予付の実刑、全部執行猶予付の実刑、補充刑となる。実刑同士の比較は期間によって行う。例えば両重罪院が同一期間の実刑を言い渡したが、第1審が全部を実刑とし、控訴審が部分的に執行猶予を付けた場合、この比較は実刑部分で行われ、控訴審は刑を減軽したとみなされる。また両重罪院が同一の刑を言い渡したが、控訴審のみが社会内司法追跡を命じた場合、この有罪判決は「刑の加重」に分類される。

ここからは、最初に控訴重罪院判決が第1審判決の刑を維持、加重ある

---

97 Ibid., p. 18

98 Ibid., p. 19, tableau 16.

99 裁判官による罪名のあてはめのこと。

いは減軽しているかどうかによって分類し、その後、減軽、加重そして維持それぞれの状況の検討を行う。

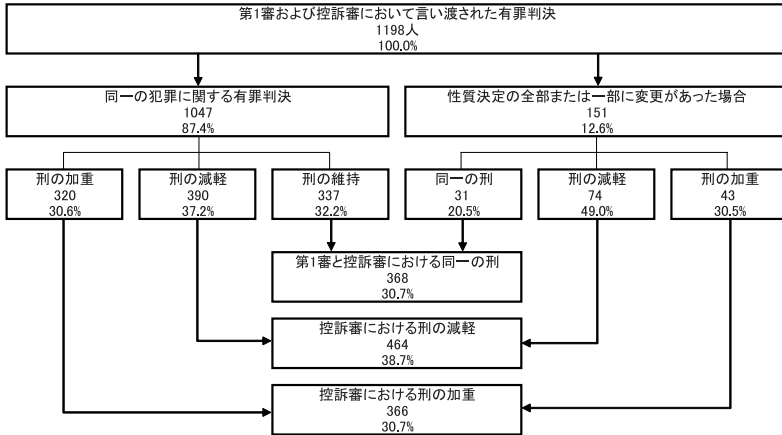
### （1）刑の維持、減軽および加重の状況

全体としてみると、第1審と控訴重罪院において有罪判決を受けた人物は、約40%の割合で減軽される。加重と維持は有罪判決のそれぞれ約30%において言い渡される。

量刑に関する変更を超えて、性質決定についての判断もまた第1審および控訴審の間で異なり得る。このような場合として2つの例が考えられる。第1の例として、1個または複数の犯罪について控訴審において再性質決定がなされる場合がある。例えば、第1審において故殺（meurtre）による有罪判決が下されたが、控訴審において謀殺（assassiner）による有罪判決が下されるような場合である。第2の例として、犯罪の性質が異ならなくとも、犯罪の総量について異なる有罪性の宣言がありうる。すなわち2つの重罪院で部分的な認定が異なるような場合がある。例えば、第1審において3件の強姦について有罪判決が下されたが、控訴審においてこれら強姦の2件のみについての有罪とし、残りの強姦について考慮されない場合である。このような性質決定に変更が行われた場合についても、刑の減軽がなされた場合が最も多く、その次に加重、最後に同一の刑であった。



図2：第1審重罪院と控訴重罪院における量刑の比較  
 (2003年から2005年)<sup>100</sup>



有罪性が第1審と控訴審において認められた場合、その有罪性が同一であったのは、1,047人（87%）であった。ただし、刑の言渡しについては違いが生じる場合がある。控訴重罪院は事件全体について新たな評価を行うため、しばしば第1審重罪院によって示された刑とは異なる刑を言い渡す。結果として、控訴重罪院は第1審において言い渡された刑を維持、減輕あるいは加重する。その割合はそれぞれ32%、37%、31%であり、ほぼ均一となった。

刑の加重および減輕の割合は、控訴申立人によって変化する。検察官のみが控訴を申し立てる場合、刑の加重に至る割合は43%であるが、被告人もまた控訴を申し立てた場合31%となる。この場合、検察官による控訴の理由は、刑が軽すぎることに對する異議申立てであると思われる。実際に、有罪判決全体において99%が実刑を含むのに対して、この場合に

100 Ibid., p. 22, schéma 2.

において第1審重罪院判決が実刑であったのは86%に満たなかった。なお、検察官のみが控訴を申し立てた場合であっても刑の減軽が20%以上の割合でなされているのは興味深い。

被告人のみが控訴を申し立てた場合（45人）、第1審で言い渡された刑は全て実刑であった。このとき56%の割合で控訴審において刑が維持され、44%の割合で減軽された。この20人は必然的に実刑期間を対象とする減軽の利益を受けた。

表10：控訴申立人と控訴重罪院によって言い渡される刑の関係  
(2003年から2005年)<sup>101</sup>

	有罪判決		刑の維持		刑の減軽		刑の加重	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
控訴申立人	1047	100.0	337	32.2	390	37.2	320	30.4
検察官と被告人	919	100.0	283	30.8	352	38.3	284	30.9
検察官のみ	83	100.0	29	34.9	18	21.7	36	43.4
被告人のみ	45	100.0	25	55.6	20	44.4	0	0.0

なお犯罪の性質と刑の加重や減軽に至る割合は関係があった。強姦に関する有罪判決は刑の加重に至る割合が高かった（36%）。反対に、財物に対する侵害については控訴審においてその刑を減軽されることが多かった（44%）。他方で、人に対する侵害については、比較的刑を維持されることが多かった（35%）<sup>102</sup>。また、強姦について有罪判決を受けた被告人は控訴を申し立てることが多く、一方で検察官は人に対する非性的犯罪に関する有罪判決に対して控訴を申し立てることが多いという傾向もあった<sup>103</sup>。

破毀申立ては控訴審における有罪判決の26%に対して申し立てられていた。控訴審において言い渡された判決の性質によって、破毀申立ての割

101 Ibid., p. 24, tableau 17.

102 Ibid., p. 24, tableau 17.

103 Ibid., p. 25, tableau 18.

合は変化し、刑が減輕された場合11%、刑が加重された場合41%、そして刑が維持された場合には29%であった<sup>104</sup>。

控訴重罪院で刑が加重されるのは最も軽い刑であり、減輕されるのは最も重い刑であるという傾向がある。また控訴審において刑の減輕がなされる場合97%の割合で、執行猶予が付かない実刑のみの刑罰が対象であった。これに対して刑の加重がなされた場合、実刑のみの刑罰の割合は92%であり、刑を維持した場合95.5%であった。これと反対の現象は刑の加重において生じる。刑の加重がなされた場合、実刑のみの割合が第1審において92%であるのに対して、控訴審において95%であった。

刑の加重、減輕そして維持の割合と、第1審において言い渡された量刑には関係がある。量刑が大きいほど、加重割合は減少する。例えば5年以下の刑について加重割合が44%であるのに対して、25年以上の刑について15.5%である。反対に減輕の場合、5年以下の刑の20%のみが控訴審において減輕される一方で、20年以上の刑罰の40%以上が減輕される。5年以上20年未満の刑について、減輕割合は約37%となる。維持の割合がもっとも大きい（43%以上）のは、25年以上の刑罰による有罪判決についてであった。

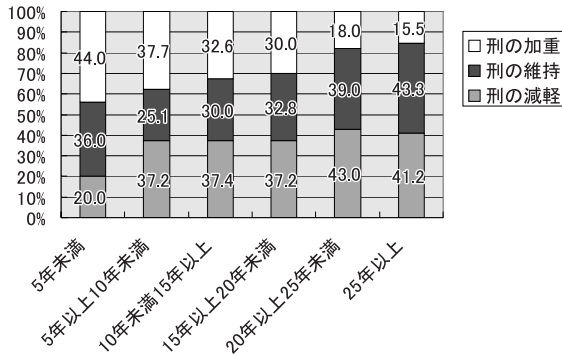
---

104 Ibid., p. 25.

表 11：刑の性質と控訴重罪院により言い渡される刑（2003年から2005年）<sup>105</sup>

	刑罰		実刑				全部執行猶予	
			実刑のみ		一部執行猶予			
第1審において言い渡される刑罰	1047 (人)	100.0 (%)	997	95.2	36	3.4	14	1.3
同一の刑罰	337	100.0	322	95.5	11	3.3	4	1.2
控訴審において刑罰減輕	390	100.0	380	97.4	7	1.8	3	0.8
控訴審において刑罰加重	320	100.0	295	92.2	18	3.4	7	2.2
控訴審において言い渡される刑罰	1047	100.0	983	93.9	53	5.1	11	1.1
同一の刑罰	337	100.0	322	95.5	11	3.3	4	1.2
控訴審において刑罰減輕	390	100.0	357	91.5	26	6.7	7	1.8
控訴審において刑罰加重	320	100.0	304	95.0	16	5.0	0	0.0

グラフ：刑の加重、維持、減輕と第1審において言い渡された刑（2003年から2005年）<sup>106</sup>



105 Ibid., p. 26, tableau 19.

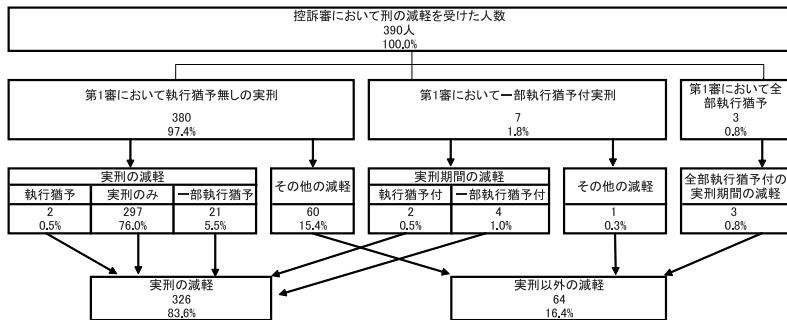
106 Ibid., p. 27, graphique 3.

## (2) 刑の減輕

控訴重罪院は第1審より軽い刑を言い渡すことが最も多い。刑の減輕は有罪性を認めた判決の37%において言い渡された。この減輕は、実刑期間、執行猶予付実刑の期間、さらには補充刑を対象とする。この場合の84%において減輕は刑期を対象とする。残りの16%については、減輕は実刑期間ではなく、実刑に付された補充刑について、あるいは全部執行猶予を付された実刑期間を対象とする。

2003年から2005年において控訴重罪院による刑の減輕がなされたのは390人であった。そのうち387人は第1審において少なくとも部分的には実刑を含む刑を言い渡されていた。さらにその中で実刑部分を対象とした刑の減輕がなされたのは326人についてであった。

図3：控訴審において刑の減輕がなされた場合の内容<sup>107</sup>



実刑を含む有罪判決を受けた人物が、刑の一時停止あるいは分割、半自由あるいは刑務所外処遇、条件付き釈放あるいは外出許可を請求できない期間を保安 (sûreté) 期間<sup>108</sup> という (刑法132-23条)。28%の割合で、保

107 Ibid., p. 28, schéma 3.

108 保安期間は10年以上の刑全てに適用される。また判決裁判所が5年以上

安期間は第1審においてのみ言い渡されていた。しかしながら、言い渡される保安期間は、第1審あるいは控訴審に関わらず常に14年程度である。

控訴重罪院において刑の減軽が言い渡された判決の84%において刑期が短縮された。両重罪院が同時に実刑を言い渡していた場合、刑の減軽は平均して3年半である。この数字は最初の量刑から4分の1が短縮されたことを示す。刑が重いほど大きく減軽がなされる傾向があり、5年未満の刑が控訴重罪院において平均2年2ヶ月減軽される一方で、25年以上の刑は平均7年以上減軽される。

反対に、刑が減軽される割合は、第1審において言い渡された刑が軽いほどその割合が高くなる。この割合は5年未満の刑について69%であるが、25年以上の刑については27%にとどまる。

表12：刑が減軽された場合の量刑の差（2003年から2005年）<sup>109</sup>

期間の差	実刑期間を減軽された実刑 316 (人)    1000 (%)		第一審における実刑の期間											
			5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上	
			4	1000	57	1000	110	1000	83	1000	39	1000	23	1000
1年	43	13.6	0	0.0	22	38.6	12	10.9	8	9.6	1	2.6	0	0.0
2年	101	32.0	3	75.0	19	33.3	49	44.5	18	21.7	12	30.8	0	0.0
3年	51	16.1	1	25.0	5	8.8	14	12.7	25	30.1	3	7.7	3	13.0
4年	38	12.0	0	0.0	9	15.8	20	18.2	4	4.8	3	7.7	2	8.7
5年	50	15.8	0	0.0	1	1.8	10	9.1	20	24.1	13	33.3	6	26.1
6年以上	33	10.4	0	0.0	1	1.8	5	4.5	8	9.6	7	17.9	12	52.2
減軽率(%)	25.5%		68.8%		31.0%		24.8%		22.4%		20.9%		26.6%	
平均期間	14年1ヶ月		3年3ヶ月		6年11ヶ月		11年8ヶ月		16年1ヶ月		20年6ヶ月		27年5ヶ月	
差の平均	3年5ヶ月		2年2ヶ月		2年1ヶ月		2年11ヶ月		3年7ヶ月		4年4ヶ月		7年4ヶ月	

を超える刑について保安期間を予定する場合もまた同様である。保安期間は刑の半分と同じ期間であり、刑の3分の2まで延長させることができる。

109 Chaussebourg, op.cit., p. 31, tableau 20.

なお、減軽について量刑比較の対象とすることができない場合もあった。量刑について減軽された6人の有罪判決は、第1審において終身刑であったが、控訴審において30年の懲役刑に減軽された。また4人について、第1審において部分的には実刑を含む刑であったが、控訴重罪院において全部猶予が認められた<sup>110</sup>。

量刑は犯罪の性質に密接に関わっているが、刑の減軽もまた犯罪の性質によって変化する。例えば、人に対する非性的侵害について有罪判決を受けた被告人は、両方の重罪院によって最も厳しく罰せられたが、一方で最も大きな減軽を得た。平均して第1審において16年6ヶ月、控訴審において12年6ヶ月の刑を言い渡されており、減軽期間は4年であった<sup>111</sup>。

なお刑の減軽が補充刑のみを対象とした事例は16%であった。こういったケースは3年の間に61件あった。その内訳は、権利の剥奪および制限が64%、社会内司法追跡および治療命令が36%であった。またこのうち50%で補充刑の免除、25%で期間の短縮、そして残りの25%でより軽い措置に置き換えがなされた<sup>112</sup>。例えば、第1審で権利の剥奪、制限あるいは社会内司法追跡が言い渡されたが、控訴審において犯罪の結果生じた対象の没収のみが言い渡された事例がある<sup>113</sup>。

刑の減軽がどのようになされるかについてはその措置によって違いがある。権利の剥奪、制限に関して刑の軽減を受ける場合、87%の割合でその措置そのものが削除され、その期間を短縮する措置は13%でしか採られない。一方で社会内司法追跡について刑の軽減を受ける場合、措置そのものの削除はそれほど多くはないが（54%）、期間の短縮がなされることが多い（46%）<sup>114</sup>。

---

110 Ibid., p. 31.

111 Ibid., p. 32, tableau 21.

112 Ibid., p.33, tableau 22.

113 Ibid., p.33.

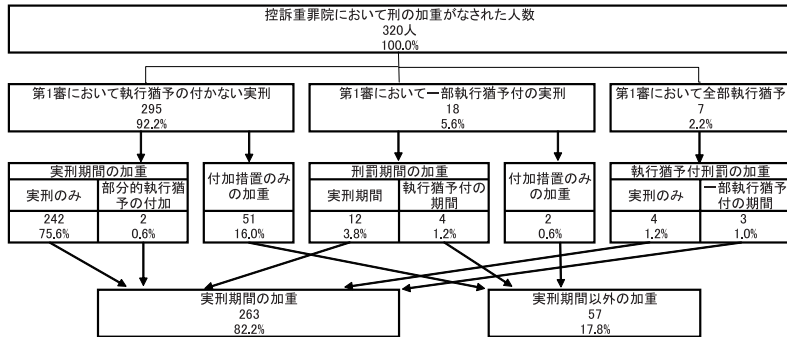
114 Ibid., p.33.

なお、刑の減軽が補充刑のみを対象とする有罪判決の77%において、実刑が言い渡されている。そしてそれらのうちの25%は20年以上の懲役刑である。

### (3) 刑の加重

刑の加重が言い渡されるのは、同一の犯罪に関する有罪判決の31%についてである。条件によって、刑は控訴重罪院において多くまたは少なく加重される。刑の加重がなされる場合のうち82%において、実刑の期間が加重される。残りの18%において第1審と控訴審の間で実刑期間は同一であるが補充刑を対象とする場合（17%）、執行猶予期間を対象とする場合がある（1%）。

図4：控訴審において刑が加重された場合の内容（2003年から2005年）<sup>115</sup>



全体としてみると、刑の加重により平均2年8ヶ月実刑期間が延長される。減軽において見られた現象とは反対に、第1審において言い渡される刑が軽ければ軽いほど、控訴審における刑の加重は大きくなる。例えば5年以下の刑は平均して166%加重される。なお、第1審において言い渡さ

115 Ibid., p. 34, schéma 4.



れた刑罰は20年以上30年未満の懲役刑であったが、控訴審において終身刑が言い渡された人物が6名いた。刑の減輕の場合とは異なり、処罰される犯罪の性質によって刑の平均加重量が増加することは無く、控訴審において言い渡される実刑期間にかかわらず、常におよそ2年である<sup>116</sup>。

表13：刑が加重された場合の量刑の差（2003年から2005年）<sup>117</sup>

期間の差	第1審における実刑の期間		5年未満		5年以上10年未満		10年以上15年未満		15年以上20年未満		20年以上25年未満		25年以上	
	250 (人)	100.0 (%)	16	100.0	64	100.0	92	100.0	61	100.0	7	100.0	10	100.0
1年	58	23.2	4	25.0	17	26.6	14	15.2	22	36.1	1	14.3	0	0.0
2年	91	36.4	8	50.0	26	40.6	40	43.5	15	24.6	0	0.0	2	20.0
3年	53	21.2	1	6.3	11	17.2	24	26.1	12	19.7	2	28.6	3	30.0
4年	13	5.2	0	0.0	6	9.4	3	3.3	3	4.9	1	14.3	0	0.0
5年	23	9.2	1	6.3	3	4.7	7	7.6	7	11.5	0	0.0	5	50.0
6年以上	12	4.8	2	12.5	1	1.6	4	4.3	2	3.3	3	42.9	0	0.0
加重率(%)	33.7%		165.6%		35.3%		23.8%		16.0%		28.6%		15.0%	
平均期間	11年6ヶ月		2年1ヶ月		6年11ヶ月		11年4ヶ月		15年9ヶ月		21年3ヶ月		25年5ヶ月	
差異の平均	2年8ヶ月		2年7ヶ月		2年4ヶ月		2年7ヶ月		2年6ヶ月		5年10ヶ月		3年10ヶ月	

刑の減輕の場合と同様に、刑の加重は補充刑のみを対象としうる。これは刑の加重の17%であり、刑の減輕における割合と非常に近い数字である。具体的には51件が執行猶予の付かない実刑による有罪判決であり、2件が部分的執行猶予付きの刑であった。これらの場合のおよそ半分において、控訴審によって新たに補充刑が追加された。この補充刑は、権利の剥奪、制限および社会内司法追跡である。その他に補充刑の追加、あるいは第1審において言い渡された補充刑の期間の延長がなされた（19%）。必然的に延長を伴うのは社会内司法追跡に関連する場合である<sup>118</sup>。

116 Ibid., p. 36, tableau 24.

117 Ibid., p. 36, tableau 23.

118 Ibid., p. 37, tableau 25.

## V まとめ

重罪院判決に対する控訴は2000年6月15日法によって創設された。この措置は2001年1月1日に発効した。控訴重罪院は1年間におよそ400件の判決を下してきた。本研究では、控訴重罪院の活動の現状を把握するために検討を行った。

まず控訴重罪院が被告人の第2の機会となっているか、という点についてであるが、これについては機能していると言えるであろう。無罪率は現在約10%であり、第1審よりも高い。また刑の減軽は控訴重罪院における判決の40%に相当し、刑の減軽率は26%である。一方で控訴重罪院は検察官のための第2の機会にもなっている。第1審で無罪判決を受けた被告人に対して検察官が控訴をした場合、67%の割合で有罪判決が下されている。また、刑の加重は控訴重罪院判決における判決の30%でなされ、刑の加重率は34%である。

刑の幅が出るのは覆審を行ってることが大きいと思われる。例えば刑の減軽がなされた場合に刑期が4年以上短縮される割合は38%（表17）、刑の加重がなされた場合で4年以上刑が加重される割合は19%（表19）である。事実認定が全く同じものを比較しているわけではないが、同一の犯罪についての比較であり、性質決定そのものが変更されているわけではないことから、相当に量刑の幅は広がっているように思われる。これは、覆審による裁判を行う以上、量刑を決定するための基盤となる事実認定が変化しやすいために生じることであると思われる。日本では量刑相場を重視し、量刑の幅をなるべく小さくしようという考えが重視されている。しかし、裁判員制度の量刑が裁判官の専権事項ではなく、裁判員が加わって判断するものと制度設計されている以上、ある程度の幅が出るのはやむを得ないとするのが妥当であろう。この幅をどの程度に設定するかが問題となるが、量刑についても裁判員が加わってなされた判断なのであるからその介入は謙抑的になされるべきである。また、差戻し審を裁判員が加わる続

審とするのは實際上困難であることが予想され、実際には覆審に近いものになるとすれば同一の事実認定であっても量刑の幅は相当に大きくなると思われる。

また、フランスにおいて検察官による控訴は当事者の武器対等原則を根拠としているが、この原則の中身について更なる検討が必要であるように思われる<sup>119</sup>。武器対等原則は2つの意義があると考えられる。第1に公正な裁判を受ける権利（自由権規約14条、ヨーロッパ人権条約6条）から導き出される被告人の権利としての武器対等である。この場合の武器対等原則は、国家権力を背景とした人的物的資源において優位な立場に訴追側がいることから、これに対峙する私人たる被告人に防御権等の諸権利を実質的に保障することを意味する。第2に、対審構造を採用する手続において当事者の均衡が必要不可欠な要素である、という考えによる武器対等原則がある。この場合公正な闘争（裁判）を行うために、両当事者が同じ権利を有することが重要となる。検察官控訴は後者の武器対等原則から導き出されるものだが、これは前者のような権利を前提とした原則ではないため、必ずしも絶対的なものではない。被告人が複数いる場合に、第1審で無罪となった被告人が控訴審において他の被告人のために証言を翻すような場合は、確かに公正な闘争を害すると言えようが、それ以外のあらゆる検察官控訴を正当化する根拠とまではいえないように思われる。

フランスの控訴制度がヨーロッパ人権裁判所判決の影響により被告人に第2の機会を保障することを前提としていることからすれば、検察官による控訴はそれに矛盾するわけではない。この点につきヨーロッパ人権条約は検察官による控訴に触れておらず、各国にその裁量が委ねられている。2000年6月15日法と2002年法の間の違いは、政権の思想の違いと同時に、2001年のニューヨークテロ事件を経験し、フランスが治安の重視に舵を取ったという点も指摘できる。これらの違いはまさに理念の違いであるよ

---

119 国際法上の武器対等原則について、東澤・前掲注(23) 115頁。

うに思われる。

翻って日本について見てみると、2011年度裁判員裁判における終局人員は1525名、そのうち有罪判決1514名、無罪判決10名（0.7%）、家裁への移送1名であった。また控訴審における終局総人員は552名、控訴申立ては被告人側から546名、検察官側から5名、双方から1名である。このうち破棄自判判決が43名（そのうち無罪判決が2名）、破棄差戻しが2名、控訴棄却が444名、公訴棄却決定が2名、取下げ63名であった<sup>120</sup>。日本における起訴の基準が相当に高いことが窺えるが、第1審が裁判員裁判であった場合に、被告人が控訴審において無罪判決を受ける割合は上記からすると0.4%である<sup>121</sup>。では被告人は控訴について何らかの権利を有しているのだろうか。

第1に、被告人に上訴権があると言えるのか。刑訴法351条は「検察官又は被告人は、上訴をすることができる」と定める。これにより一般的には被告人は上訴権を持つと言えるだろう。ただしその中身が問題である<sup>122</sup>。

第2に、上訴権の内容として、被告人は再審査を受ける権利があるといえるか。フランスにおいても予審措置に対する不服申立や破毀院への上告申立ては再審査を受ける権利とはとらえられていなかった。再審査を受ける権利の核心は事実認定について上級審で再度審査を受けることができるかという点にあると思われる。だとすれば、日本における実務は、控訴審

---

120 『平成23年司法統計年報刑事編』（法曹会、2012年）64、65頁、第45表、通常第一審事件のうち裁判員裁判による終局総人員、110、111頁、第65表、第一審が裁判員裁判の控訴事件の終局総人員参照。

121 自判、差戻しを含めると45名が破棄されているがその内訳が、有罪無罪の問題なのか、量刑の問題なのか判然としない。

122 なお351条そのものが検察官による不利益上訴を認める大陸法の影響によって設けられた旧刑事訴訟法の影響を受けていると指摘されている、『新コンメンタール刑事訴訟法』（2010年、日本評論社）927頁（緑大輔執筆部分）。

において事実認定を繰り返し、場合によっては心証比較を行い、第1審と控訴審の事実認定を比較してきたのであり、権利として認識されてきたかはともかくとして、實際上再審査は実現されてきたと言えるだろう。したがって再審査を受ける権利という観点はいままで問題とならなかった。そこでこの権利を認めるには、刑訴法の解釈から導き出すしかないように思われる。上訴の目的は当事者の誤判からの救済（主観的利益）と法令解釈の統一（客観的利益）であるとされ、事実誤認が控訴において認められていることからすれば、再審査を受ける権利は認められるだろう。

第3に、再審査を受ける権利が認められるとして、控訴審において裁判員裁判への過度の尊重はその権利の行使に対する障害とはならないか。すなわち、事実認定を上級の裁判所において再度審査される権利を被告人が有するとすれば、それは防御権に属するのであるから裁判員裁判の尊重に優先することになるだろう。この場合、控訴審における事実認定の介入を過度に限定的にする場合、この権利侵害になり得る。再審査を受ける権利は、裁判員による裁判の過度の尊重とは対立する可能性がある。

これを解決するには2つのアプローチが存する。一方は、第1審裁判体と比較して心証を優越する正統性を持つ裁判体によって控訴裁判体を構成する方法である<sup>123</sup>。もう一方では、被告人の救済が裁判員尊重に優先するという原理による、控訴審において片面的取り扱いをする方法である。このモデルとしてはイギリスにおける刑事事件再審委員会<sup>124</sup>が考えられ、文

---

123 例えば、階層的に上級の裁判官により審査をする方法やフランスのように陪審の数を増やして正統性を確保する方法がある。なお他の例としてブラデルは第1審を裁判官で構成し、控訴審のみを陪審を加えて行うことを提案したことがあった。Pradel, *op.cit.*, p. 768.

124 刑事事件再審委員会について、Criminal Cases Review Commission Annual Report and Accounts 2011/12, <http://www.justice.gov.uk/downloads/publications/corporate-reports/ccrc/ccrc-annual-report-accounts-2011-12.pdf> を参照。また文献として、福島至『『イギリス刑事事件再審委員会Criminal Cases Review Commissions』の現状と課題』『渡部保夫先生古稀記念誤判救

字通り被告人の救済は再審の役割とされ、控訴審は純粋な法律審として機能することになろう。この場合の控訴審の裁判体は裁判官のみであっても被告人の救済原理により控訴審を覆すことができる。ただしこのアプローチでは検察官による不利益上訴は認められなくなると思われる。

〔謝辞〕 鯉越先生には、学部の時より大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。